

鳥取県立武道館の指定管理候補者の選定について

鳥取県立武道館の指定管理者について、鳥取県指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会（地域社会振興部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会）（以下「審査委員会」という。）の審査結果を踏まえて検討を行った結果、次の団体を指定管理候補者として選定した。

1 指定管理候補者

公益財団法人鳥取県スポーツ協会 会長 林 昭男（鳥取市東町一丁目220番地）

2 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

3 指定管理料の額

282,230,000円（債務負担行為額 282,230,000円）

[参考] 各年度の内訳

年 度	指定管理料
令和6年度	56,446,000円
令和7年度	56,446,000円
令和8年度	56,446,000円
令和9年度	56,446,000円
令和10年度	56,446,000円

4 選定理由

鳥取県立武道館の指定管理者の検討に当たっては、1団体から応募があり、審査委員会において鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）第5条の基準に基づき総合的に審査した結果、上記の団体が最適であるとして選定した。

[選定理由]

過去の実績やノウハウをもとに具体的な事業計画が示され、スポーツ及び武道の振興のみならず、障がい者スポーツの普及やスポーツ教室の充実など、利用者のサービス向上に向けた具体的な取組の提案があり、評価できるため。

5 応募者（1者）

応 募 者	所 在 地	代 表 者
公益財団法人鳥取県スポーツ協会	鳥取市東町一丁目220番地	会長 林 昭男

6 審査委員会委員

氏 名	所 属 等
西村 正広	鳥取大学医学部医学科講師
足立 綾（副委員長）	税理士
福田 公子	鳥取県スポーツ推進委員協議会
田口 勝儀	鳥取県柔道連盟 副会長
小林 一義	鳥取県地域社会振興部スポーツ振興局スポーツ課長

7 審査結果

(1) 選定基準

	選 定 基 準	審 査 項 目	配 点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	(1) 管理の基本的な考え方の適合性 ア 施設設置目的の理解 イ 指定管理者を希望する理由 ウ 管理運営の方針	(必須) ※平等な利用が確保できないと認められる場合は失格
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	(1) 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容（サービス向上策、利用促進策等、利用者等の要望の把握及び対応方針） (2) 施設管理（施設設備の維持管理、衛生管理等） (3) 料金設定（開館時間、休館日、利用料金等） (4) 事故・事件の防止措置、緊急時の対応 (5) 個人情報保護等への対応 (6) 武道教室の普及振興の考え方、普及振興事業の企画力 (7) 障がい者に優しい施設利用及び障がい者スポーツの普及振興の取組の企画力	65
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	(1) 収支計画及び見積内容 (2) 県の委託料額の多寡	20
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	(1) 法人等の財政基盤、経営基盤 (2) 組織及び職員の配置等 (3) 現在の施設職員の継続雇用に関する方針 (4) 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 (5) 法人等の社会的責任の遂行状況 ア 障がい者雇用 イ 男女共同参画推進企業の認定 ウ ISO・TEASの認証等 エ 家庭教育推進協力企業の協定締結 オ あいサポート企業等の認定 (6) 管理運営実績評価	36

(2) 審査結果（面接審査及び書類審査）

	配 点	(公財) 鳥取県スポーツ協会
基準 1 (施設の平等利用)	適/不適	適
基準 2 (施設の効用発揮)	6 5	3 3. 0
基準 3 (経費の効率化)	2 0	8. 4
基準 4 (管理の安定性)	3 6	1 7. 0
合 計	1 2 1	5 8. 4
順位		1

※ 点数は各委員の平均

【委員からの主な意見】

主な審査項目について

○選定基準 1 **【施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること】**

- ・新しい設備が整っている施設であるため、これからも利用者の拡大を行い、発展していきけるよう取り組んで欲しい。

○選定基準 2 **【施設の効用を最大限に発揮させるものであること】**

- ・キャンセル料を設定することで、直前のキャンセルを防ぎ、他の団体の利用促進に繋げるのはよいと思う。
- ・武道の普及、裾野を広げるための工夫がされている。
- ・猛暑での熱中症、新型コロナウイルス感染症の対策など、県と協力をしながら取り組んでもらいたい。
- ・武道の普及についての広報活動のあり方はチラシ・ポスター以外にも SNS などの活用 の検討が必要。
- ・ターゲットを小学生だけに絞らず、他の世代をターゲットにした取り組みがあってもよいと思う。
- ・清掃状況も良好で利用しやすい。
- ・公園との併用で防犯カメラの設置もあり防犯対策ができています。
- ・初心者向けの講習会などが武道の普及にどれくらい繋がっているのか、効果などが分かるとよい。

○選定基準 3 **【管理に係る経費の効率化が図られるものであること】**

- ・特に意見なし。

○選定基準 4 **【管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること】**

- ・特に意見なし。

○その他

- ・児童や学生向けの教室だけでなく、武道であれば、一般向けに日々の怪我対策などの観点から体験会を開いたりするのもいいと思う。

8 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 開館時間・休館日（現行どおり）

○開館時間：午前9時から午後10時まで

○休館日：年末年始（12月29日から1月3日まで）

(2) 利用料金・減免

○利用料金：新規料金の設定

①営利、非営利を設定していなかった弓道場等に営利目的での利用料金を設定

②ニーズの高い物品の貸出を開始（弓（弓道用）110円/1張1回につき等）

○減免基準：現行どおり

(3) 施設の目的に沿ったサービス・事業の内容

・施設には、柔道、弓道、器械体操、アーチェリー等の競技を専門とする職員が在籍し、専門知識を生かした施設管理や、武道・スポーツ教室の運営に当たるとともに、各競技団体が主催する大会などへ審判員、指導等の協力を行う。

・武道の普及振興に向け、各種競技団体と連携し、武道合同体験会を開催することで、武道に触れるきっかけづくりを提供する。

（柔道・剣道・弓道・空手道・なぎなた・銃剣道・相撲・少林寺拳法・太極拳）

・手頃に武道・スポーツを楽しむことができる教室を実施する。

・武道体験プログラムを実施し、外国人観光客に日本文化の武道に触れる機会を提供する。

・武道で使用する道具の取り扱い方や補修方法を学ぶ教室を新たに開催する。

・Googleフォームで問い合わせフォームを新たに作成し、武道競技のヘルプデスクを構築する。

(4) 利用促進のための取組

・武道に関する情報コーナーやキッズコーナーを新設するとともに、作品展示ができるギャラリーを提供する。

・ホームページの充実やSNSによる情報発信を行う。

・利用者の声を意見箱やアンケートで把握するとともに、月1回施設が発行する広報誌に掲載し、意見等に見える化する。

・地域の公民館や県内の武道館、学校等へ出向き武道の出張教室・武道体験会を開催し、武道・スポーツを知ってもらうきっかけづくり、地域交流の促進を図る。

・季節に応じた様々なイベント（七夕、ハロウィン等）を実施し、新たな賑わいの創出に取り組む。

・夏休み等の長期休暇を利用し、当日空いている施設を学習スペースとして提供するなど施設の利用促進を行う。

(5) 経費削減のための取組

・新世代エネルギーの導入や計画的なLED化を推進する。

・こまめな消灯やグリーンカーテンを実施する。

・事務室のエアコンを夏期28度、冬期18度に設定し、ブラインドのこまめな開閉を行うことで電気代の節約に努める。

・計画的な修繕を実施するとともに、ケガや事故を防止するため日常の補修・交換を職員で行う。

・植栽管理は可能な限り職員が行う。

・緊急性が低く補修が容易なものは、可能な限り職員で行う。